

第156回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 文書・勤怠管理システムの導入について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 耐震トータルサポート事業について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 ア 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ防犯カメラ設置・運用事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿作成事務 イ 市民向け防災研修実施事務</p> <p>(3) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (2件)</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (8件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 平成29年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告 (平成29年5月27日～平成29年6月23日)</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成29年6月28日 (水) 午後2時00分～午後3時45分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル5階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>花村会長、芦澤委員、加島委員、小嶋委員、土井委員、新田委員、中村委員、糠塚委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>清野委員</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開 (傍聴者なし)</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)・(2)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから、第156回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、清野委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p>

始めに、第155回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

(花村会長) 特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

では、第155回審議会で、報告をいただくことになった案件について、ご説明をお願いします。

(事務局) 第155回審議会の案件1「ICTを活用した地域医療連携ネットワークの構築と患者情報を用いた重症化予測モデルの構築について」ですが、審議会でいただいたご質問について、担当係長よりご説明いたします。

(事務局) 前回の横浜市立大学の案件で、「重症化予測モデルの構築」について、個人情報を取得する際は、「本人又は代諾者の同意」を取って行っていました。代諾者の同意で患者本人の同意に代えることができる根拠は何なのかというご質問をいただきました。所管課がこのことについて整理しましたので、ご報告します。

まず代諾者の範囲ですが、厚生労働省で作成している「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に記載があります。同指針の解釈を示しているガイドラインがありまして、その中の「研究を実施する場合に必要なインフォームド・コンセントを受ける場合の手続」について記載されているページの抜粋をお手元に配付しています。

「代諾者の範囲選定」については、「①(研究対象者が未成年者である場合)親権者又は未成年後見人」、「②研究対象者の配偶者、父母、兄弟姉妹、子・孫、祖父母、同居の親族又はそれら近親者に準ずると考えられる者(未成年者を除く。）」、「③研究対象者の代理人(代理権を付与された任意後見人を含む。）」と示されています。ただ、この市大の研究は未成年を対象にしないので、②と③が代諾者の範囲になります。

その上で、本市の個人情報保護条例第8条に本人外収集の規定があり、その本人外収集の根拠をどう考えるかが問題になってきます。

前回の審議会で、本件について、個人情報保護条例の第8条第1項第2号「本人の同意」という規定を当てはめてはめてはいましたが、本人でない以上、2号には当てはまらないとのご指摘をいただきました。第1号の「法令根拠」もありません。

そこで、今回は第5号を適用し、「所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき」ということで考えたいと思います。条例の手引の中では、「所在不明その他の事由」とは、「本人が所在不明、長期不在の場合や、障害その他の事情で意思表示ができない場合をいう。」とあります。

今回の研究のように、ICUに入っている意識不明の患者で意思表示ができない状態であれば、第5号を適用できるのではないかと考えています。ただ、この第5号を適用するならば、そもそも代諾者の同意も必要ないのではないかとということになりますが、今回は「代諾者の同意」も加え、代諾者による承認を得られた患者のみを対象としたいというこ

とです。

(花村会長) ただいまのご説明いただいた内容について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(糠塚委員) 今の説明は、個人情報保護条例と今回の市大の対処の整合性の説明として受け止めました。どちらかという、市大を縛る規律としては倫理指針の方が高いのではないかと思います。どうでしょうか。

(中村委員) 私も同様の感想を持ちました。個人情報保護条例第8条第1項第5号を見ると、要件としては非常に緩いかなと思います。これでは、障害等で意思表示ができないときに、個人情報が収集できてしまいます。本来そこには解釈で縛りかけなければならないのではないかと思います。

今回、ガイドラインの趣旨自体はかなり縛りをかけているなどと思います。個人情報保護条例の根拠としては分かりますが、それだけでいいのかなという気がします。

(花村会長) この種の問題はダブルスタンダードだと思います。まず、医学系研究に関する倫理指針という縛りが一つあります。我々審議会としては、このような案件があったときに、個人情報保護条例を前提として、どういう解釈をもって承認するかを考えていくことになります。今回の案件については、個人情報保護条例の第8条第1項の中で、第5号以外当てはまるものがないかと思います。ただし、中村委員が懸念するように何でもかんでも第5号を適用するというものではありません。今回のような案件については、この倫理指針でクリアして、それが条例上どうなのかを検討した上で、この審議会としてどういう結論を出すのかということになると思います。そうすると、倫理指針と条例上の根拠は第8条第1項第5号で、ダブルスタンダードの観点からクリアできるのではないかと考えます。

(小嶋委員) それでいいかと思います。市大の倫理委員会で既にこのガイドラインに基づいて承認が得られたものと思います。審議会では個人情報保護条例第8条第1項第5号で、条例上根拠があるということだと思います。

(花村会長) その他ご意見はありますか。何でもかんでも5号を適用するのではなく、この倫理指針があった上での話です。

それから、医学研究でなくても、個人情報を収集ができるのは、どういう目的で条例上どの規定に当てはまるのか、厳しく制限があった上でのことです。

それでは、ご報告いただいた内容で承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

- (1) 【案件1】文書・勤怠管理システムの導入について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「文書・勤怠管理システムの導入について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(糠塚委員) 再受託者ということでパナソニックネットソリューションが出てきました。この会社で販売しているパッケージとして購入するので、この会社に委託するということですか。市大で使いやすいようにカスタマイズするのはほかの会社ということですが、パナソニックネットソリューションズの仕事はどこまでですか。

(所管課) 「4 個人情報の管理体制」に記載をしていますが、文書・勤怠管理システムの各種設定、操作研修を行います。

(糠塚委員) この会社にも電子データや紙データが行くとありますが、どのようなものが行くのですか。

(所管課) 主に作業するのはパナソニックネットソリューションズです。コラボは勤怠管理システムを一部カスタマイズするというので、職員のデータなどは扱わないのですが、サーバにセットアップするとき個人情報を見る可能性があるということで記載しています。

(花村会長) 質問の趣旨は、パナソニックネットソリューションズが行うのはどの作業までで、コラボが行うのはどこからかということですね。もう少し具体的に説明してください。

(所管課) パナソニックネットソリューションズが、文書管理システムと勤怠管理システム全体のセッティングを行うので、職員情報などを取り扱います。コラボ社はシステムをカスタマイズして、仮のデータで検証します。最終的にカスタマイズしたものがきちんと反映されているかはどうかはパナソニックソリューションズで確認を行います。

(糠塚委員) アイネットとコラボは市内部での作業しかしないので、それほど危険性はないですが、パナソニックネットソリューションズは外部で作業を行うので、一番リスクが高いと思います。きちんとアクセスできるか、入れたソフトが走るかどうかなどの確認はパナソニックネットソリューションズが全部行うということですね。

(所管課) そうですね。

(糠塚委員) 再委託先が一番危険が高いということですね。

(所管課) はい。

(中村委員) 「5 取り扱う個人情報」の「対象者3」で取り扱う個人情報の中に、「骨髄提供に関する情報」、「社会貢献活動に関する情報」、「法要の名称」があります。なぜ勤怠システムの中でこのような情報が取り扱われるのですか。

(所管課) 全て特別休暇に関係しています。骨髄提供に関する情報については、骨髄提供休暇があります。職員がドナーとなった場合に必要な期間休めるという休暇です。

社会貢献活動についても同様に社会貢献活動休暇です。法要に関しては祭日休暇があります。そのほか、公民権活動休暇や公の職務の休暇などもあります。

(小嶋委員) 「5 取り扱う個人情報」の「対象者2」は、「学生、受験者、患者、市民等」と記載があります。「市民等」の「等」にはどんな人が考えられますか。

(所管課) 具体的に例を挙げると、例えば大学で講演をする人、学生の保護者、名誉教授などが挙げられます。

(小嶋委員) その欄の下の「個人情報の種類」ですが、情報が列挙してありますが、どの部分が学生のものであり、どの部分が受験者で、どの部分が患者のものなのか分かりにくいです。類推はできますが、区別して説明してください。

(所管課) 大学では、例えば奨学金支給とか授業料の督促を行うので、学籍番号や氏名、生年月日、性別、年齢、住所を取り扱います。

病院では、カルテの開示などを行う場合は、患者のID、氏名、性別、生年月日、年齢、住所等を取り扱います。また、多いものとしては、警察、弁護士、国、その他患者に関する照会が来た場合には、氏名、性別、住所などを提供します。

(小嶋委員) 学生についてはある程度まとめて書いて、受験者や患者については区別して書いたほうがいいかなと思います。

(所管課) そうですね。ただ、いろいろな情報が重なっているので、分けずに一緒に記載しています。

(小嶋委員) その欄の最後に「ほか、起案文書に含まれる個人情報」という記載があります。この欄はいつも審議会で問題になりますが、漠然としていると思います。もう少し具体的に書いたほうがいいです。

(所管課) はい。

(糠塚委員) 「対象者2」にどのような情報が入ってくるかは、事前に全て把握することが難しく、列挙することが不可能であるという意味でこのような記載になっていると、私は受け止めました。

起案文書は市大ではきちんとしたフォーマットが決まっていて、そこに書かれる事項はフォーマットに拘束されているという理解でよろしいでしょうか。それとも、新たなフォーマットを次から次へとつくっていくのでしょうか。

(所管課) 運用によって実際に記載する事項は変わってきます。

「必ずこういうフォーマットで」というのはありません。

(糠塚委員) 例えば、「名誉教授の人や講演者についてはこういうことを書く」という事項が決まっているかという意味です。

(所管課) そういうものも当然あります。

(糠塚委員) そうすると、今、小嶋先生がおっしゃったことは十分理解できますが、恐らく書き切れないというのが私の印象です。「当該対象者に関連する起案文書に含むべき、あるいは、要求される個人情報」という程度に抑えるしかないのではないかと思います。全部挙げてしまうと、かえって混乱を来すという印象を持ちました。

- (所管課) 想定されるものは確かにフォーマットとしてありますが、それ以外の情報も出てくる可能性があります。今、委員がおっしゃったような文章にして表現するのが適切かと思います。
- (小嶋委員) では、「当該対象者に対する起案文書に含まれる個人情報」といった文言を入れるといいと思います。
- (糠塚委員) 「含まれる」と言ってしまうと、何となく「許す」という感じになってしまいます。「起案文書作成に必要な個人情報」というような、限定的な言い方がいいのではないのでしょうか。
- (花村会長) そういうことでよろしいですか。糠塚委員がおっしゃったとおりだと思います。際限ないでしょうが、縛りをつける意味で、そのように訂正していただきたいと思います。
- (小嶋委員) 事務開始届には、個人情報の記録項目のところにチェックがほとんど付いていないのですが、いいのでしょうか。「識別番号」や「Eメールアドレス」や「その他」にはチェックが付いていますが、審議資料の「5 取り扱う個人情報」として記載がある「個人情報の種類」にあるものは全てチェックしなくていいのでしょうか。
- (事務局) この事務開始届については、文書管理システムに限った事務開始届となります。備考欄に、「対象者の範囲、個人情報の記録項目、個人情報の収集方法及び個人情報の目的外利用・提供先については、各事務の個人情報を取り扱う事務開始届出書を参照。」と記載していますが、それらの項目については、それぞれの事務で別途、事務開始届が出ています。文書管理システムで起案する文書にはいろいろな種類があるという説明がありましたが、それぞれの事務開始届でどのような個人情報を記録するかは届け出ています。書き切れないということで備考欄にこういった形で書いています。
- (糠塚委員) パナソニックネットソリューションズが電子データを取り扱うのは、ソフトがちゃんと動くかどうかを確認するために情報を見る可能性があるという説明でした。では紙データを取り扱うのはどういう場合ですか。
- (花村会長) パナソニックネットソリューションズが電子データと紙データの両方を取り扱うということでチェックが付いていますが、紙データにはどういうものがあるのかということですね。
- (糠塚委員) はい。
- (所管課) ユーザー登録情報などは全て電子データでやりとりします。「紙データ」もあると記載をしていますが、取り扱う可能性はかなり低いです。
- (花村会長) 可能性が低いというより、ないではありませんか。
- (所管課) ないです。
テストなどをして、データが合っているかどうかチェックをするときに、チェックリストを使います。
- (花村会長) そういう意味ですね。そういうことを想定してここに「紙データ」と記載をしているのであれば、もっともだという感じがします。
- (加島委員) 過去のデータの移行はこのパナソニックネットソリューション

ズが行うのですか。それとも過去のものも紙のまま残しておくという
ことで、データ移行はしないのですか。

(所管課) そのとおりです。

(加島委員) では、紙データはないですね。

事務局に聞きたいのですが、市のほうでは、この文書管理システムと
勤怠管理システムには既に入っているのですか。

(事務局) はい。

(加島委員) 受託者は違いますか。市ではパナソニックネットソリューショ
ンズのソフトを使っているわけではないのですか。

(事務局) 違うものです。

(芦澤委員) 「3 審議に係る事務」で、初期設定で入力するデータはEメー
ルで受託者に送ると記載があります。こういったデータのやりとりを、
メールですることは割と少ないです。メールのほうが流出の危険性が高
いので、USBでやりとりをするというケースをよく聞きます。

(所管課) Eメールで送るか外部媒体を使用するか、受託者と調整しまし
た。今回、データ量がそれほど大きくないので、外部媒体を使うリスク
よりもEメールのほうが安全だという判断しました。

(小嶋委員) 「4 個人情報管理の管理体制」の「データ管理」の欄で、「バック
アップは外部のクラウドストレージを利用」と書いてあります。クラウ
ドの安全性はどの程度担保されていますか。

(土井委員) クラウド提供者はどこを想定して、どういう契約になっている
かというのがあるので、すぐに判断しにくいです。

(小嶋委員) 私が聞いたところでは、クラウドは必ずしも安全ではないとい
うことです。

(土井委員) そう言われることもときどきあります。

(小嶋委員) その辺りも確認してもらったほうがいいかと思います。

(花村委員) そういう意見もあるということでしょうか。

(小嶋委員) はい。

(所管課) クラウドについては、確かに安全かどうかという話もありますが、
学内にサーバを置いたからといって必ずしも安全とは限らないところ
もあります。このクラウドは民間事業者のサービスを想定していますが、
セキュリティのパッチも頻繁に当たっており、その点においては学
内でサーバを管理するよりセキュリティは高いです。セキュリティが完
全に安全かという点、100パーセント安全とは言えませんが、クラウド
だからセキュリティが悪いとも言えないと思います。現状のスタンダー
ドとしては、クラウドを使っていく傾向だと思います。

(加島委員) パナソニックネットソリューションズはISMSを取得してい
ます。ただ、クラウド対応のISMSになっているかどうかは分かりな
いですね。クラウド対応になっていれば完璧だと思います。なるべく
早く取ってもらえればより安全だと思います。

(所管課) はい。

(花村会長) 退職者のデータも入れますよね。3年過ぎたら退職者のデー
タは消えるのですか。

(所管課) 退職後3年間保存しますが、それ以降は削除処理をします。
(花村会長) 退職後3年以降は個人情報の開示要求があまりないだろうという判断ですか。
(所管課) 休暇や勤務状況については3年間保存と決められています。ですから、退職後3年間まで保存するということです。
(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件1を承認するという事によろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】耐震トータルサポート事業について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(花村会長) 次に、案件2「耐震トータルサポート事業について」についての審議に入ります。
(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>
(所管課) <資料に基づき説明>
(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。
(土井委員) 「3 審議に係る事務」の「電算処理の開始」の(2)「カルテの管理」で、対象者が1となっていると思っております。対象者1が含まれるのは間違いないですが、文章を読むと、専門家が訪問して、その結果が反映されているので、その専門家の情報も含まれるのではないのでしょうか。
(所管課) 今のご質問は、カルテに専門家の情報をひも付けるかという理解でよろしいですか。
(土井委員) カルテの管理で、対象とするデータに対象者1が含まれるのは間違いないと思っております。対象者2の情報については入っているのか、そうでないのか教えてください。
(所管課) 対象者2の情報のうち、一部、氏名等については含まれます。
(土井委員) (1)は対象者1のみだと思います。(2)は対象者1、2になるのではないですか。
(所管課) (2)は対象者2の情報のうち、例えば弁護士が誰かというところについては含まれます。
(土井委員) では、対象者1だけになっているところは修正する可能性がありますか。
(所管課) 今回、所有者情報のみと書いていましたが、派遣されて訪問した弁護士などの専門家の名前や訪問の日時もカルテの項目の中に入ります。その部分も付け加えます。
(花村会長) では、この対象者1のところを、「対象者1、2」と入れるということですか。
(所管課) (1)の「カルテの作成」には対象者2の情報は入りません。(1)と(2)の間に点線を入れて、(2)には対象者1と2を入れます。

(土井委員) 同じような観点で、「事務の委託」についてもどういうデータがあるか、確認したほうがいいかと思いました。

(花村会長) 「3 審議に係る事務」の「事務の委託」の、対象者1となっているところについて、対象者2の情報もあるのではないかといいませんか。

(土井委員) そうです。

(所管課) 分かりました。

(新田委員) 対象建物になっているけれども、調査を拒否されたことはあるのでしょうか。

(所管課) 診断をとということですか。

(新田委員) はい。

(所管課) 「2 事務全体の概要」に、対象の建物が470棟と記載しています。この470棟が今回、耐震診断を義務付けられた建物の総数になります。昨年末までに耐震診断をして結果を報告してもらおうことになっていましたが、現状95パーセントは診断してもらっています。残りの5パーセント程度は、なかなかやってもらえない人もいます。その人たちはこの事業とは別に、職員からアプローチして、耐震診断をしてもらえるように動いています。

(糠塚委員) カルテとは別に専門家の記録があるのですか。

(所管課) そうです。

(糠塚委員) 専門家の記録は、報酬の発生に備えて必要という理解ですか。

(所管課) そうですね。あとはカルテというのは、対象となる280棟をエクセルで横の一覧にするわけではありません。そうするとデータが多すぎて扱いづらくなります。そのため、一つの建築物で一つのカルテを作る予定です。専門家の訪問実績等はそれとは別にデータベースのようにして、統計的に、どういう人のどういう相談が多いかなどを処理したいということです。

(糠塚委員) 専門家とのやりとりはEメールなどを使わない予定ですか。

(所管課) 専門家と市との調整ですか。

(糠塚委員) そうです。耐震サポーターや専門家のやりとりはどうですか。

(所管課) 基本的には委託をしているので、市が直接、耐震サポーターとやりとりをするということではないです。

(糠塚委員) 報酬を払うとき、やりとりは必要ないのですか。

(所管課) 報酬は受託者から払います。ただ、その検査は市がもちろん行います。

(中村委員) 専門家と市とが直接契約をするわけではないようですが、弁護士が専門家として派遣されて、その相談内容がカルテに記載されてしまいます。弁護士には非常に重い守秘義務があります。建物の所有者から聴いた内容を外部に漏らしてはならないことになっています。カルテに記載していいということになると、建物所有者の同意等がなければ恐らく許されないと思います。委託するに当たってそういう手当等は検討されているのですか。

(所管課) 弁護士との相談は基本的には口頭ベースのみです。一言一句カ

ルテに載ることはないです。

文書による回答等はしないという位置付けになっています。訪問先での口頭回答で調整しています。

(中村委員) 回答の問題ではなく、聴いた内容をカルテに載せるのがどうなのかという問題です。

(所管課) カルテに載せるのであれば所有者からの許可を取ってから進めたいと思っています。現時点で若干詰め切れていないところがあります。守秘義務があるのであれば、法律上、載せても問題ないやり方を取っていきます。

(花村会長) 診断してもらいたい人がいて、その情報を得るわけですよね。

(所管課) 診断はもう済んでいます。

(花村会長) 診断は済んでいて、耐震基準に満たない建物で、いずれ補強するか建て替えるか必要があるものについて、専門家を派遣するわけですよね。派遣するには、建物の所有者が「来ていい」と言っていることが前提ですよね。

(所管課) はい。

(花村会長) その機会をうまく利用して、「聴き取ったものをカルテとして載せておくが、それでいいか」という同意を取るといえるのはどうでしょうか。同意を取っていれば特に問題ないです。弁護士だけではなく、ほかの専門家もそうではないでしょうか。検討してください。

(小嶋委員) 市のこういう事業は無料ですか、有料ですか。

(所管課) 今回は相談事業なので無料になります。ただし、派遣する度に実績として、サポーターや弁護士や建築士にお金を払います。無制限というわけではなく、ある程度回数制限を設けます。

(花村会長) 取り扱う個人情報の「実施機関での保存期間」の欄に、「対象建築物における耐震化の完了後5年」という記載があります。いろいろと相談して耐震化したいけれど、お金がないからできないというところも、カルテを作るのですよね。耐震化しなかった人のカルテはどうなりますか。耐震化するまでは情報は取っておくということですか。

(所管課) 基本的にはそうです。こちらから引き続き、働きかけを行います。

(花村会長) せっかく収集した情報を一定期間で廃棄したら意味ないですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 完了していないと、ずっと保存しておくという意味ですね。

(所管課) そうです。

(糠塚委員) 同意についてですが、「紙データで同意書を取る」と入れたほうがいいのではないのでしょうか。

(花村会長) 私もそのように想定していました。

(所管課) 同意書についてのアドバイスをいただきましたので、派遣の申込書を出してもらうときに同意書も一緒に出してもらうように検討します。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件2を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認いたします。

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
 - ア 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ防犯カメラ設置・運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿作成事務
 - イ 市民向け防災研修実施事務
- (3) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (2件)
- (4) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (8件)

4 その他

- (1) 平成29年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて
- (2) 個人情報漏えい事案の報告 (平成29年5月27日～平成29年6月23日)
- (3) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

個人情報漏えい事案の中で、一つだけご説明をすると、「市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付について」という記者発表資料があります。これは昨年10月の審議会で委託の案件として諮った案件です。会社から送られてきた書類を受託者がPDF化して入力作業を行うということで審議をしていただきました。今回、その入力作業に誤りがあり、違う会社にマイナンバーを含む通知書を送ってしまいました。マイナンバーの漏えい事故ということです。通知書送付総件数が15万件ある中でこういった事務処理ミスが起こってしまいました。今後の再発防止策としては、引き続きデータ入力誤り防止に向けて受託者には書類確認の徹底をお願いしていくということです。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に質問がなければ了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認いたします。

次に「4 その他」に入ります。「平成29年度第三者委員会活動スケジュールについて」、加島委員長からお願いします。

(加島委員) 口頭で説明します。29年度の横浜市個人情報保護に関する第三

者評価委員会の实地調査を、8月24日(木)に終日行う予定です。調査対象は、区役所の戸籍課の特定個人情報の取扱いで、今のところ午前と午後で2か所の戸籍課を見る予定です。

調査後の主な活動スケジュールですが、9月上旬から下旬に報告書案の検討を行い、11月上旬から中旬に調査報告書をまとめ、11月下旬にこの審議会に報告書の提出を行いたいと思います。12月上旬から中旬にかけて、審議会から市長に報告書を出す予定です。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に質問がなければ了承するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

では、よろしくお願いします。

本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 1月の第151回審議会で継続審議となりました「災害時要援護者名簿の外部提供について」、所管課から審議の取下げをすとの連絡がありました。

詳しい内容につきましては、担当係長からご説明します。

この案件は1月の審議会で諮ったもので、災害時要援護者名簿を平常時から神奈川県警に提供するという案件でした。条例の根拠としては、第10条第1項第5号の「実施機関以外のものへの提供」で、「実施機関が公益上特に必要があると認められる」ということで審議に諮りました。

1月の審議会での意見としては、「県警でこの名簿をどのように活用して、市民の避難支援に生かすのか、はっきりしていない」、「県警における名簿の管理方法も明確でない」という点が挙げられました。

このような点から、条例の外部提供が認められる場合の「公益上特に必要がある」ということが明確ではないということで継続審議になっていたのですが、これを受けて健康福祉局で検討を行いました。

結論としては、継続審議ということではなく、一旦取り下げたいということでした。理由としては、審議会で継続審議となったことで、再度局内で検討した結果、現段階では神奈川県警において、平常時における具体的な活用方法の構想がないということがありました。そういう状態であるならば、個人情報保護の観点からは、提供の話は一旦やめるということで、審議事項としては取り下げたいということです。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に質問がなければ了承するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

最後に事務局からお願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、7月26日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。

	<p>後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。 事務局からは以上でございます。 本日はどうもありがとうございました。 (花村会長) それでは閉会とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
資 料 特記事項	<p>1 資料 第156回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>2 特記事項 次回は平成29年7月26日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成29年7月26日第157回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
